

消防危第 30 号
平成 9 年 3 月 26 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

危険物の規制に関する政令別表第 1 及び同令別表第 2 の自治省令で定める物質及び数量を指定する省令の一 部を改正する省令の施行について(通知)

危険物の規制に関する政令別表第 1 及び同令別表第 2 の自治省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令(平成 9 年自治省令第 13 号)が、本日公布され、平成 9 年 9 月 1 日から施行されることとされた。

今回の改正は、危険物の規制に関する政令別表第 1 及び同令別表第 2 の自治省令で定める物質及び数量を指定する省令(平成元年自治省令第 2 号)第 1 条及び第 2 条の表に定める物質の追加指定を行うものである。

貴職におかれては、下記事項に十分留意の上、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達の上、よろしく御指導願いたい。

記

1 第 1 条(毒物)の表関係

表に次の 5 物質が追加されたこと。

- ア 三塩化ほう素及びこれを含有する製剤
- イ シアン化第一金カリウム及びこれを含有する製剤
- ウ シアン化銅酸カリウム及びこれを含有する製剤
- エ シアン化銅酸ナトリウム及びこれを含有する製剤
- オ 三塩化ひ素及びこれを含有する製剤

2 第 2 条(劇物)の表関係

(1) 次の 7 物質が追加されたこと。

- ア クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤
- イ ジメチルアミン及びこれを含有する製剤(ジメチルアミン 50%以下を含有するものを除く。)
- ウ 硫酸第一すず
- エ けい酸鉛
- オ 二酸化鉛
- カ オルトフェニレンジアミン

キ メチルアミン及びこれを含有する製剤(メチルアミン 40%以下を含有するものを除く。)

(2) 次の物質について、変更等されたこと。

ア クロム酸鉛については、その製剤の性質、多様性等にかんがみ、当該製剤に関しては、クロム酸鉛及びこれを含有する製剤として一括して規定されたこと。

なお、これに伴い、硫酸モリブデン酸クロム酸鉛及びこれを含有する製剤(クロム酸鉛 70%以下を含有するものを除く。)及び塩基性クロム酸鉛及びこれを含有する製剤は、クロム酸鉛及びこれを含有する製剤に含まれるものとして整理され、規定上削除されたこと。

イ 硝酸バリウムは、削除されたこと。

(3) その他、欄の順序を入れ替えるなど規定の整備が図られたこと。

3 施行期日等

(1) 施行期日

施行日は、平成 9 年 9 月 1 日とされたこと。

(2) その他

施行日において、前記の 1 のアからオまでの物質を 30 キログラム以上又は 2(1)のアからキまでの物質を 200 キログラム以上貯蔵し、又は取り扱うことが予定されている者については、あらかじめ消防機関に届け出るよう指導されたいこと。